

の開催、農山漁村における子育て支援活動の優良事例の紹介、子育て支援に携わる担当者への情報提供などを行っている。

また、仕事と子育ての両立及び女性の経営参

画への総合的な支援を行うため、託児機能や加工・研修機能等を備える施設の整備等を推進している。

第5節 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める

妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いを禁止するとともに、妊娠中及び産後一年以内の解雇について、事業主が妊娠・出産等を理由とする解雇でないことを証明しない限り無効とすること等を内容とする「男女雇用機会均等法」（昭和47年法律第113号）等の改正法が、2006（平成18）年3月、第164回通常国会において成立し、2007（平成19）年4月から施行されている。

「労働基準法」（昭和22年法律第49号）の母性保護規定及び男女雇用機会均等法により事業

主の義務とされている妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置について周知徹底を図るとともに、事業主が母性健康管理の措置を適切に講じることができるように、医師等の指導事項を事業主に的確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用の促進を図っている。

母性健康管理に関して必要な措置を講じない男女雇用機会均等法違反の事業主に対し、指導を行い是正させている。さらに、事業所内の産業医等産業保健スタッフ等への研修を実施している。

第6節 再就職等を促進する

子育て等のためにいったん離職した女性の再就職・起業等を総合的に支援するため、関係閣僚で構成する「女性の再チャレンジ支援策検討会議」において「女性の再チャレンジ支援プラン」が改定（2006（平成18）年12月）された。現在、同プランに基づき、関係府省が密接に連携して支援策の推進に努めている。

職業能力開発施設では、土日・夜間等の時間帯を活用した訓練コースを設定し、訓練機会の確保を図った。2006年度から、マザーズハローワークを全国12か所に設置し、子育てをしながら早期の就職を希望している者等に対してきめ細かな就職支援を実施している。2007（平成19）年度においては、マザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークにマザーズサロン（36県各1か所ずつ）を設置して同様のサービスを展開している。

また、育児、介護等のために退職し、将来再

就職を希望する者に対し、セミナーの実施、情報提供等の援助を行うほか、キャリア・コンサルタント等による相談の実施等、再就職のための計画的な取組が行えるようきめ細かい支援を行う再チャレンジサポートプログラムを実施し、マザーズハローワーク等と連携して再就職の促進を図るとともに、インターネット上で再就職に向けた具体的な取組計画の作成や再就職のための基礎知識を習得できるe-ラーニングプログラムの提供を行っている。

内閣府では、女性が身近な地域で気軽に再チャレンジに関する相談ができる相談窓口を設置し必要な情報やサービスをワンストップで受けられるような取組を各地域において推進するため、2006年度から、7府県において、「再チャレンジ支援地域モデル事業」を実施している。